

経 第 3 0 7 号
令和3年6月18日

各関係団体の長 様

千葉県商工労働部長
(公印省略)

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請等について
(通知)

日頃、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に御協力いただきありがとうございます。
でございます。

令和3年6月17日、国の新型コロナウイルス感染症対策本部長は、本県におけるまん延防止等重点措置を実施すべき期間を7月11日まで延長するとともに、基本的対処方針を示しました。

これを受け、本県では、令和3年6月18日の第31回千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、まん延防止等重点措置を実施すべき期間を7月11日まで延長すること等を決定し、別添のとおり報道発表しました。

つきましては、当該報道発表の内容について、貴団体の会員に対して速やかに周知いただきますようお願いいたします。

なお、内容については、今後も国の動向、県内及び隣接都県の感染状況等を踏まえ、随時見直しを行ってまいります。

感染再拡大を何としても抑えるため、一層の御理解・御協力をお願いいたします。

(連絡先)

千葉県商工労働部経済政策課政策室

電話：043-223-2769

E-mail：keisei11@mz.pref.chiba.lg.jp